

広島県告示第千百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和二年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施 術 所		業務の種類	指定年月日
	名 称	所 在 地		
芳野 敦子	訪問鍼灸	竹原市東野町一〇一四番地二五	はり・きゅう	令和二年九月一日
鈴木 将光	すずき鍼灸接骨院	三原市宮浦四丁目一番一七号	はり・きゅう	令和二年九月二八日
鈴木 聡子	すずき鍼灸接骨院	三原市宮浦四丁目一番一七号	柔道整復	令和二年九月二八日
松浦 才揮	アイハンド訪問はりきゅう治療院	東広島市西条町御菌宇三五〇九長者一〇三号	はり・きゅう	令和二年一月六日
繁内 俊輝	アイハンド訪問はりきゅう治療院	東広島市西条町御菌宇三五〇九長者一〇三号	はり・きゅう	令和二年一月六日